

◆被害補償制度の制定

偽造・盗難によるキャッシュカード被害に対する補償制度を制定いたしました。

補償内容

1. 個人のお客様の偽造カードによる不正払戻しについては、ご本人の故意による場合、またはご本人に重大な過失がある場合を除き、被害補償を行います。
2. 個人のお客様の盗難カードによる不正払戻しについては、お客様は一定の条件のもと損害を当行に請求でき、当行はお客様の過失の程度に応じて補償を行うことといたします。
3. お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合については、補償を受けられないか補償額が減額される可能性があります。

偽造・盗難等専用相談窓口の設置

被害に遭われたお客様に対して専用の相談窓口を設置し、真摯に対応する体制を整えました。
(業務監査部お客様相談グループ 直通電話099-226-2670)

24時間受付体制の整備

お客様からのキャッシュカード紛失・盗難届及び預金引出し停止依頼等に対して、24時間受け付けることができる体制を整備しました。
営業時間中の受付: 営業店(電話、来店受け) 営業時間外の受付: フリーダイヤル0120-099-239

キャッシュカードの暗証番号は大丈夫ですか？

他人が類推できる暗証番号の設定等について注意を呼びかけています!!

- ① 生年月日、電話番号、車のナンバー、自宅住所・地番等は類推されやすく危険です。
- ② キャッシュカードに暗証番号をメモすることはやめてください。
- ③ 暗証番号を他人に教えることはやめてください。
- ④ キャッシュカード・通帳・証書・印鑑のお取扱いには十分注意され、本人確認書類(運転免許証・パスポート等)とは別に保管されることをお勧めします。

※行員・銀行協会職員・警察官などがキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはございません。